

令和6年度第2回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和6年9月2日(月) 午後2時～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 安藤保信

委員 江崎弘 坪井兼俊 小塚勝好

(2) 事務局

書記長 堀尾政美

書記 林真吾 佐藤浩介 毛利文香 小川珠枝 保子明德

4 議題

選挙人名簿に登録する日の変更について

選挙人名簿定時登録について

豊山町長選挙の執行について

5 会議資料

議案第3号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第4号 選挙時登録の登録日等を定めること

議案第5号 選挙公報の掲示順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第6号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること

議案第7号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること

議案第8号 投票用紙の色及び文字の色を定めること

議案第9号 ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること

議案第10号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること

議案第11号 ポスターを掲示することができる日を定めること

議案第12号 期日前投票所を定めること

議案第13号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第14号 投票所を定めること

議案第15号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第16号 開票事務と選挙会事務を合同すること

議案第17号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第18号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第19号 選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること

6 議事内容

事務局： 時間より少し早いですが、ただ今から令和6年度第2回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりご挨拶をいただきます。委員長よろしくお願いたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日の委員会の議題は、選挙人名簿に登録する日の変更に関する報告、定時登録及び豊山町長選挙の執行についての計3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

事務局： それでは、以降の議事の取り回しを委員長にお願いたします。

委員長： 本日の議題は 報告1件と議案17件の計18件です。

はじめに、事務局に「選挙人名簿に登録する日の変更に関する報告」について、説明を求めます。

事務局： 内容につきまして、ご説明いたします。次第の次ページの告示の写しをご覧ください。

公職選挙法第22条第1項の規定により登録月の1日が条例で定められた地方公共団体の休日に当たる場合は、同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に登録を行う日を変更することができることとなっております。

9月1日は日曜日でしたので、地方公共団体の休日以外の日当たる本日を選挙人名簿の登録の日とさせていただきます。

また、公職選挙法施行令第14条第1項の規定により、選挙人名簿の登録を行う日を変更した場合には登録を行う日を告示しなければならないと明記されております。ご覧いただいております資料はご説明しました告示の写しとなります。以上で説明を終わります。

委員長： 事務局からの説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。

質疑のある方のご発言をお願いします。

委員： (なし)

委員長： 次に、議案第3号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 議案第3号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、ご説明します。議案第3号の次ページの令和6年9月定時登録選挙人名簿登録者数の資料をご覧ください。

令和6年9月2日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。

(人数を資料により説明。選挙人名簿の抄本を回覧。)

委員長： 事務局から説明並びに名簿の回覧が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： (なし)

委員長： ないようですので、採決に入ります。議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

次に、議案第4号から議案19号までは、関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局： 豊山町長選挙の執行について、ご説明をさせていただきます。

前回の選挙管理委員会で、任期満了に伴う豊山町長選挙の執行日について決議いただきました。

今回の選挙管理委員会では、「選挙時登録の登録日等を定めること」を始め、16議案についてご説明をさせていただきます。

はじめに、議案第4号「選挙時登録の登録日等を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第22条第3項の規定における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日について、議案のとおり、被登録資格の決定の基準となる日については、令和6年11月4日、年齢については、令和6年11月10日、登録を行う日については、令和6年11月4日を予定しています。

続きまして、議案第5号「選挙公報の掲示順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」をご覧ください。

豊山町選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定により、選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う必要があります。掲載文の申請は、豊山町選挙公報の発行に関する規程第2条第2項に基づき告示日の午前8時30分から午後5時までにするのとされており、同規程第7条第1項により掲載順序のくじが申請された期限後直ちに行うこととされています。

つきましては、くじを行う日時及び場所は、令和6年11月5日の午後6時から豊山町役場で行います。

続きまして、議案第6号「投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第175条第3項の規定により、投票記載所の氏名等掲示の順序のくじを行うべき日時及び場所を決定する必要があります。

つきましては、くじを行う日時及び場所は、令和6年11月5日の午後6時20分から豊山町役場で行います。

続きまして、議案第7号「不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること」をご覧ください。

公職選挙法施行令第53条による不在者投票用紙等の告示日前発送の日について、令和6年11月1日とします。

続きまして、議案第8号「投票用紙の色及び文字の色を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第45条第2項及び豊山町公職選挙管理規程第7条により投票用紙の色及び文字の色を定めることになっております。用紙の色は白、文字の色は黒で行います。

続きまして、議案第9号「ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること」をご覧ください。

区画数は、4区画を予定しています。なお、事前説明会等で候補者が4名以上になることが分かりましたら、速やかに区画の変更を行います。

続きまして、議案第10号「ポスター掲示場を設置する場所を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第144条の2第8項、公職選挙法施行令第111条、豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条により、ポスター掲示場は、各投票区について、選挙人名簿登録者数が1000人以上5000人未満で、面積が4平方メートル未満は、1投票区につき7箇所となっております。本町の場合、5投票区ございますので、5投票区×7箇所です。

お手元のポスター設置場所の地図をご覧ください。今回の選挙から豊場南投票区内にあります21番の掲示場につきまして、従来の場所に住宅が建築され掲示場の設置ができなくなりましたので、同じ路線上の向かい側に変更しております。地番で言いますと富士82から富士83-1へ変更となります。

続きまして、議案第11号「ポスターを掲示することができる日を定めること」をご覧ください。

ポスター掲示場を、公職選挙法第144条の2第5項及び豊山町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第3条第1項の規定に基づき、ポスターを掲示することができる日を、令和6年11月5日と定めます。

続きまして、議案第12号「期日前投票所を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第48条の2第3項の規定に基づき、期日前投票所を定める必要がありますので、議案のとおり、豊山町役場で行います。

続きまして、議案第13号「期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。

公職選挙法第48条の2及び同法施行令第24条の規定に基づき、期日前投票管理者及び職務代理者を選任する必要があります。投票管理者は11月6日が江崎委員、11月7日が坪井委員、11月8日が小塚委員を選任させていただきます。

議案の投票管理者と職務代理者の空欄部分については、現在、職員の中で調整中です。また、投票管理者の方で、都合が悪く、当番日の変更を希望する場

合は、告示日前日の11月4日までに事務局までご連絡をお願いします。

続きまして、議案第14号「投票所を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第39条の規定に基づき、投票所を定める必要がありますので、議案のとおり投票所を5か所定めます。

続きまして、議案第15号「投票管理者及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。

公職選挙法第37条第1項及び第2項並びに同法施行令第24条第1項の規定に基づき、投票管理者及び職務代理者を選任する必要があります。

豊場東は小塚委員、豊場西は江崎委員、豊場南は坪井委員、青山は安藤進啓様を選任させていただいています。

なお、豊場富士の投票管理者につきましては調整中です。また各投票区の職務代理者についても、職員の中で調整中です。

続きまして、議案第16号「開票事務と選挙会事務を合同すること」をご覧ください。

公職選挙法第79条第1項の規定に基づき、開票事務と選挙会事務を合同することができますので、併せて令和6年11月10日に行います。

続きまして、議案第17号「選挙会の日時及び場所を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定に基づき、選挙会の日時場所を定める必要があります。

有投票の場合の日時及び場所については、令和6年11月10日の午後9時から豊山町役場2階の会議室1・2を予定しています。無投票の場合の日時及び場所については、令和6年11月11日の午前9時から豊山町役場3階の会議室3を予定しています。

続きまして、議案第18号「選挙長及び同職務代理者を選任すること」をご覧ください。

公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第80条第1項の規定に基づき、選挙長及び職務代理者を選任する必要があります。

選挙長は安藤委員長、職務代理者は江崎委員を選任させていただいています。

続きまして、議案第19号「選挙立会人を定めるくじの場所、時間を定めること」をご覧ください。

公職選挙法第62条第2項の規定に基づき、選挙立会人を定めるくじの場所及び日時を定める必要があります。場所は豊山町役場2階の会議室1、日時は令和6年11月8日の午前10時を予定しています。なお、選挙立会人の申出者が10名以下の場合は、申出者全員が選任されますので、くじを行いませんのでよろしくお願いします。

最後に、議案の告示については、11月5日の告示日に行いますが、議案第7・9・10・11号につきましては、告示前の適切な日に告示を行います。

以上で説明を終わります。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言ください。

委員： (なし)

委員長： 議案第13号にて、期日前投票の投票管理者に選任されていますが、ご自身の当番日で都合が悪い方はいらっしゃいましたら、申し出てください。

委員： (なし)

委員長： それでは、採決に入ります。議案第4号から第19号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。

以上で、本日の議案は終わりました。その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局： 事務局から2点報告をいたします。

議案3について本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。

また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

資料1に本日承認を頂きました日程をまとめましたので、ご確認ください。

事務局からの報告は以上です。

委員： 現在、豊山町長選挙の期日は11月10日となっていますが、依然日程が流動的な衆議院議員総選挙が定まった場合、いつまでに変更の議決をすればよいでしょうか。

事務局： ご説明いたします。自民党総裁が決定後に解散した場合、総選挙の候補日として、10月27日(日)、11月3日(日)、11月10日(日)を想定しております。

このうち、11月3日(日)は三連休中日であり、投票率が伸び悩む傾向にあるため、可能性は低いと思われれます。

次に、10月27日(日)ですが、東京都知事選挙で問題となった選挙ポスターに関する法改正に時間を要すること、また、日柄も先負と良くないことを踏まえたと、こちらも可能性は低いと思われれます。

つきましては、11月10日(日)に町長選挙と総選挙のダブル選挙となる可能性が高いと考え、準備を進めております。ダブル選挙となった場合、まず予算の確保をいたしまして、臨時の選挙管理委員会を開催させていただきます。

その中で、総選挙に関する議案を議決いただき、必要な場合は、町長選挙に関する告示に変更が生じる可能性もございます。10月中に、臨時の選挙管理委員会を開く可能性がありますことを、ご承知おきください。

委員： ダブル選挙となった場合、投票所の受付が煩雑になるのでは。

事務局： 過去には、平成25年に町長選挙と参議院議員通常選挙のダブル選挙がございました。その際は、投票が参議院の選挙区、比例代表と町長選挙の3種類でした。

今回は、投票が衆議院の小選挙区、比例代表、国民審査に町長選挙を合わせ4種類となる可能性があり、過去にない事例ですので、事務局で受付方法や投票所のレイアウトについて検討中でございます。

また、期日前投票の期間が、衆議院と国民審査は11日間、町長選は4日間と異なることから、衆議院と国民審査は期日前投票を終えて、期日当日は町長選の投票のみを行う方など注意が必要と考えております。

委員： はがきや投票箱の数はどうなるのか。

事務局： 現在、はがきは経費を考慮し1枚、投票箱は3箱で考えております。

なお、選挙人名簿は衆議院と国民審査のものと町長選のもの2冊、投票用紙が4種類となるため、受付係を通常より増員して、しっかりとした対応を行います。

委員： 午前10時頃など投票所が混み合う時間帯は、受付係は焦らないように気を付けなければならないでしょうね。

事務局： 午前10時、夕食前など混み合う時間帯は、過去の選挙で把握しておりますので、その時間帯の休憩は控えるなど、職員に指示いたします。

委員： 町長選挙の投票率はどれくらいでしたか。

事務局： 前回令和2年の町長選挙の投票率は49.80%でした。ダブル選挙となれば、投票率は上がるかと思えます。

なお、昨年の町議会議員選挙の投票率は40.37%でした。

委員： 地元の選挙としては、低いですね。最近年齢にかかわらず、政治への関心が薄まっていることが懸念されます。

委員長： 町長選に限らず、日本の投票率は低すぎますね。

事務局： 投票率向上のため、引き続き啓発に努めて参ります。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和6年度第2回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和6年10月4日

委員長	安藤保信
委員	江崎弘
委員	坪井兼俊
委員	小塚勝好